

引っ越しに伴う各種手続きのため 窓口を開設します！

3月下旬から4月上旬は、窓口が大変混雑します。市では、この期間の土・日曜日も引っ越しに伴う各種手続きのため、各窓口を開設します。どうぞご利用ください。

※お取り扱いできない業務が一部ありますので、詳しくは各窓口へお問い合わせください。
※手続き内容によっては、後日あらためて市役所までおいでいただくことがあります。
※運転免許証など本人確認書類をお持ちください。

臨時開設による業務時間		臨時延長による業務時間	
3/29 土	30 日	31 月	4/1 火
8:30～17:00		8:30～18:00	



◆市民課 ☎⑤ 6755

- 住民異動届の受け付け（転入・転出・転居）
※ただし、住民基本台帳カードによる転入は、関係機関への確認ができないため受け付けできません。
- 各種証明書の交付（住民票、戸籍）
- 印鑑登録、印鑑証明書の交付
- 国民年金の資格に関する手続き

◆税務課諸税係 ☎⑤ 6765

- 所得証明書・納税証明書の交付
- 原付バイクなどの標識交付・返納の受付

◆国民健康保険課 国保給付係 ☎⑤ 6750

- 国民健康保険の手続き

◆福祉課 子育て支援係 ☎⑤ 6717

- 以下の手続き
- 児童手当
 - 児童扶養手当
 - 子ども医療給付
 - ひとり親家庭医療給付

◆国民健康保険課 長寿医療係 ☎⑤ 6752

- 後期高齢者医療制度の手続き
※ただし、保険証の交付はできません。

60歳未満で会社などを退職されるかたは 国民年金の 加入手続きが必要です

国民年金は、60歳まで継続して加入していなければなりません。会社などを退職される際には必ず手続きをしましょう。また、健康保険証を任意継続されても国民年金の手続きは必要です。

問市民課国民年金係 ☎⑤ 6753

■会社などを退職したとき…

会社などを退職すると年金の資格期間が途切れてしまいます。そこで、本人と扶養されている配偶者は国民年金の加入手続きをして、第1号被保険者となる必要があります。

※手続きに必要なもの

▶印鑑 ▶年金手帳 ▶資格喪失証明書など



■手続きをしなれていると…

国民年金に未加入、または加入していても未納にしていると、老後に受け取る年金を受けられなくなったり、減額されたり、万一のときに障害年金や遺族年金を受けられなくなる場合があります。

再就職などで、すぐに厚生年金に加入する予定があるかたも、空白期間が1日でもあれば国民年金への加入手続きが必要です。

■納付方法はいろいろあります

国民年金保険料は、日本年金機構から郵送される納付案内書により、各金融機関やコンビニエンスストアで納付することができます。

※口座振替やクレジットカードでも納付できます（通帳や銀行届出印をお持ちください）。

※前納払いにすると保険料の割り引きがあります。

■納付に困ったときは…

保険料の納付に困ったときは、免除制度に該当する場合がありますので、雇用保険受給資格者証や離職票を持参の上、早めにご相談ください。

※免除が認められると、年金を受給するための資格期間に反映され、老後に受け取る年金額にも計算されます。